

# 信書便事業分野における個人情報保護に関する研究会 報告書（案）

## [要旨]

### 1. 経緯等

- ・ 信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの在り方の検討に資することを目的として、標記研究会を開催し、報告書を取りまとめ（平成18年12月から平成19年6月まで計5回開催）。
- ・ 研究会では、特定信書便事業者における個人情報保護の取組についてヒアリング等を行うとともに、諸外国の動向も把握しつつ、検討を実施。

### 2. 信書便事業における個人情報の保護

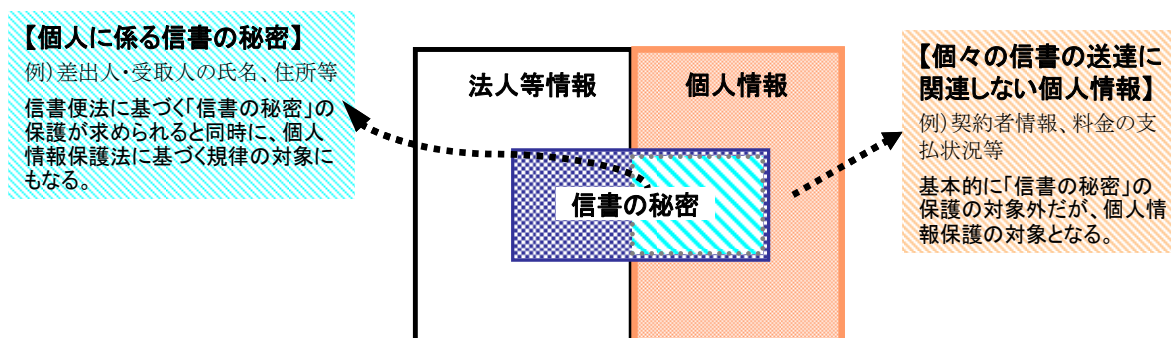
#### (1) 信書便事業の概要

- ・ 郵便事業への民間事業者の参入を可能とする信書便法が平成15年4月に施行。
- ・ 平成19年4月末現在、一般信書便事業への参入はないものの、特定信書便事業には218者が参入。
- ・ 特定信書便事業者の約90%は貨物運送関係の事業を兼業。

#### (2) 個人情報の保護と「信書の秘密」の保護

- ・ 個人情報保護法では、一定の要件に該当する個人情報の保護について規定。
- ・ 信書便法では、信書の秘密の保護について規定。「信書の秘密」とは、信書の内容のみならず、差出人及び受取人の氏名や住所等、信書に関する一切の事項を含む概念。信書の秘密を侵す行為に対しては罰則を適用。
- ・ 個人に係る「信書の秘密」は個人情報に包摂されることから、当該情報は、信書便法及び個人情報保護法の両方の規律の対象。

(参考) [通信（信書）の秘密の保護と個人情報の保護の関係]



### 3. ガイドラインの策定に向けた基本的な考え方

#### (1) ガイドラインに盛り込むべき具体的事項について

##### ○ 基本原則

- ・ 個人情報保護法令において規定されている事項の具体的な解釈・運用等について規定。
- ・ 「個人情報の保護に関する基本方針」等において示されている措置についても適宜規定。

##### ○ 小規模事業者の取扱い

- ・ 保有する個人データによって識別される人数が 5,000 以下の者（小規模事業者）についても、本ガイドラインの遵守に努める旨を規定。

#### (2) 信書便法に定める「信書の秘密」の保護との関係について

- ・ 「信書の秘密」の保護に関する措置との整合性の確保について規定。

#### (3) 他のガイドラインとの整合性について

- ・ 「国土交通省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン」との整合性に留意。

#### (4) 内閣府が取りまとめた分野別ガイドラインの体系における位置付け

- ・ 信書便事業においては、「信書の秘密」という憲法上の規定に基づく措置が要請されることから、民営化後の郵便事業の動向等を踏まえつつ、「特に適正な取扱いを確保すべき個別分野」のうちの「情報通信」として位置付ける方向で検討を進めることが適切。

#### (5) その他

- ・ 信書便事業においては業務の再委託が認められていないことを明示。

### 4. 信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)

#### (1) 目的（第1条）

- ・ 個人情報保護法令等を踏まえ、信書便事業者が、信書の秘密に属する事項その他の個人情報の適正な取扱いの確保に関して講ずべき措置について、必要な事項を定める。

#### (2) 適用対象（第2条、第23条）

- ・ 個人情報取扱事業者（保有する個人データによって識別される人数が 5,000 を超える者）に該当する信書便事業者が対象。

- ・ ただし、小規模事業者（保有する個人データによって識別される人数が5,000以下の者）においても、本ガイドラインに準じた個人情報の適正な取扱いの確保に努めることを規定。

### (3) 一般原則（第3条）

- ・ 本ガイドラインは、個人情報の取扱いに関し、事業者が遵守すべき基本的事項を定めるもの。
- ・ 事業者は、個人情報保護法及び信書の秘密の保護に関する規定（信書便法第5条等）の双方を遵守。

### (4) 事業者の義務等（第4条～第11条、第13条～第20条）

- ① 個人情報保護法第15条～第30条に掲げる措置（利用目的の特定、安全管理措置等）について規定
- ② ①の規定に加えて、信書の秘密を保護する観点からの措置について規定

### (5) その他

- ① プライバシーポリシー（第12条）
  - ・ 事業活動に対する社会の信頼を確保するため、プライバシーポリシー（個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言）を策定・公表し、遵守に努める。
- ② 苦情の処理（第21条）
  - ・ 個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理、必要な体制の整備に努める。
- ③ 漏えい等が発生した場合の対応（第22条）
  - ・ 個人データの漏えい等が発生した場合は、本人が適切に対応できるよう、事実関係を本人に速やかに通知。

## **5. 今後の課題**

### (1) ガイドラインの策定に当たっての留意事項

- ・ 意見募集（パブリックコメント）の実施、郵便分野のガイドラインとの整合性確保等

### (2) ガイドラインの周知・普及

### (3) ガイドラインのフォロー